

京都市上下水道企業管理規程第3号

京都市立小学校、中学校及び養護学校の学校プールに係る水道料金の減額に関する規程を次のように制定する。

平成18年5月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市立小学校、中学校及び養護学校の学校プールに係る水道料金の減額に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、京都市立小学校、中学校及び養護学校の学校プールに係る水道料金を減額することにより、水道水の使用の促進を図り、もって学校プールの環境の向上と収入の増収に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 京都市立小学校、中学校及び養護学校 京都市立小学校条例第1項に規定する小学校、京都市立中学校条例第1項に規定する中学校及び京都市立養護学校条例第1項に規定する養護学校をいう。
- (2) 学校プール 京都市立小学校、中学校及び養護学校が授業で使用する水泳プールをいう。
- (3) 水道水 京都市水道事業条例（以下「条例」という。）第1条に規定する水道事業により供給される水をいう。
- (4) 水道料金の算定期間 条例第15条により定められる1月又は条例第18条

第1項により定められる2月をいう。

(減額対象)

第3条 管理者は、条例第28条の規定に基づき、京都市立小学校、中学校及び養護学校が学校プールでの授業のために使用したものと認められる水道水の使用を対象とし、水道料金を減額することができる。

(減額の申請)

第4条 前条の規定による減額（以下「減額措置」という。）を受けようとする者は、管理者に、次の各号に掲げる事項を記載した減額申請書（第1号様式）を提出する方法により、申請しなければならない。ただし、管理者が適当であると認める場合には、他の方法により申請することができる。

(1) 申請者の名称、代表者の氏名、所在地、使用者名義及び電話番号

(2) 使用場所

(3) 使用人数

(4) 使用形態

(5) 授業での使用予定期間

2 減額措置を受けようとする者が、前項第5号の使用予定期間を変更しようとするときは、事前に使用予定期間変更申請書（第2号様式）を提出する方法により、申請しなければならない。ただし、管理者が適当であると認める場合には、他の方法により申請することができる。

3 前2項の規定による申請があった場合は、管理者は、速やかに減額措置の許可又は不許可の決定を行い、申請者にこれを通知するものとする。

(減額後の料金)

第5条 減額措置は、次条の規定により定められる減額対象期間中の最後の水道料金の算定期間に係る水道料金に対して行うものとし、当該水道料金の算定期間に係る

水量から第7条の規定により定められる減額対象水量を差し引いたものを使用水量とみなして算定した水道料金をもって、減額後の水道料金とする。ただし、当該水道料金の算定期間に係る水量が第7条の規定により定められる減額対象水量を下回るときは、基本料金をもって、減額後の水道料金とする。

(減額対象期間)

第6条 水道料金の減額措置は、1使用者につき1回に限り、第4条第1項及び第2項の規定による申請に基づき、管理者が定める期間を対象として行う。

2 前項の期間（以下「減額対象期間」という。）は、水道料金の算定期間を単位として、6箇月を超えない範囲内で定めるものとする。

(減額対象水量)

第7条 減額の対象とする水量（以下「減額対象水量」という。）は、減額対象期間の使用水量から平成17年度の同期間の使用水量を差し引いた水量（以下「使用増加水量」という。）に2分の1を乗じて得たものとする。ただし、京都市立小学校、中学校及び養護学校の児童及び生徒とそれ以外の者が共用する学校プールにあっては、使用増加水量に2分の1を乗じたうえで当該学校プールの使用者全体に対する当該京都市立小学校、中学校及び養護学校の児童及び生徒数の割合を乗じて得たものをもって、減額対象水量とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用増加水量が0立方メートルを下回るときは、減額対象水量は0立方メートルとする。

(その他)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(この規程の失効)

- 2 この規程は、平成19年3月31日限りで、その効力を失う。

様式第1号 (第4条関係)

お客さま番号									
検針区	使用者コード				水栓番号				

減額申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

平成 年 月 日

申請者の住所
又は所在地

電話番号

申請者の名称

印

(使用者名義) ()

京都市立小学校、中学校及び養護学校の学校プールに係る水道料金の減額に関する規程第4条第1項及び京都市立小学校、中学校及び養護学校の学校プールに係る下水道使用料の減額に関する規程第4条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 申請使用料等の種類

- (1) 水道料金と下水道使用料 (2) 水道料金のみ (3) 下水道使用料のみ

2 申請の対象となるプールの使用状況

- (1) 使用場所 ア 小学校 イ 中学校 ウ 養護学校

エ 小、中学校、養護学校以外の学校(高校、幼稚園等)と併用

- (2) 使用人数 小学生、中学生、養護学校の児童・生徒人数

人 / 全使用者数 人

(平成18年 月 日現在)

(内訳) 小学生 人
中学生 人
養護学校 人

- (3) 使用形態 ア プール専用 イ プール・その他の用途と併用
ウ その他()

- (4) 授業使用予定期間 月 日 から 月 日までの 日間
(18年度)

上記のとおり相違ありません

- 注 1 上記の該当項目に〇印(2の(1)については、2つ以上可)をつけ、必要事項を記入してください。
2 太枠内のみ記入してください。
3 2の(4)は、授業としてプールを使用する期間を記入し、クラブ活動等のみに使用する期間は除外してください。

様式第2号 (第4条関係)

お 客 さ ま 番 号									
検針区	使用者コード				水栓番号				

<p>使用予定期間変更申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p>									
<p>(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長</p> <p>(担当 営業所長 様)</p> <p style="text-align: right;">申請者の名称 京都市立 学校</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>									
当初予定	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
変更後	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日

(上下水道局総務部総務課)